

令和4年度 第3回島田市個人情報保護審議会 意見・質問について（後日回答分）

	案件	資料	意見・質問	回答
1	一時託児事業運営事業	P117	取り扱う個人情報の記録項目から障害の項目が不要になっているが、一時託児する上で職員が必要な情報ではないのだろうか。	担当課に確認したところ、障害の有無や種類については取得していないということであった。ただし、保護者等から提出してもらう「問診票」の『その他連絡・注意事項』欄に障害に係る内容が記載されていたり、保護者等から口頭で連絡を受けることがあるかもしれないということであった。そのような想定ではあるが、市が必ず障害の有無や障害の種類を取得することではないので、個人情報の記録項目から外したとのこと。なお、問診票には、当日のこどもの健康状態や特記すべき病歴などを記載してもらっており、個人情報の記録項目における心身の状況（病歴、その他：問診票）に該当するため、それらの項目は追加をする。
2	出張申告事前予約受付事務	P127	確定申告を行うための事務になるが、税務署職員への個人情報の外部提供はあるのだろうか。	担当課に確認したところ、予約時に取得した個人情報を税務署職員へ外部提供することはないということであった。あくまでも、出張申告先での対応は、市の職員が行うことになるが、話を伺う中で、出張申告先にいる税務署職員に話を繋ぐ場合もあるとのこと。ただし、話をつなぐ（案内をする）だけで個人情報の外部提供は想定していないということである。